

難聴児に対する療育の必要性について

難聴児においても健聴児と同じく、健やかな母子・親子関係の形成を促し、コミュニケーションの基盤をつくっていくことが大切です。難聴児への支援は“言葉”の訓練にとどまらず、難聴がありながらも個々の子どもの諸能力が最大限に発達するために必要です。

脳の可塑性が認められる時期の学習が有効であることは広く認められていますが、難聴児においても、早期支援により言語力、言語性認知能力を高めることが実証されています。

言葉の発達に影響を与える程度の難聴がある場合、聴覚補償、ことばの獲得、調和のとれた心身の発達、好ましい母子関係など、聴覚障害の克服にとって、欠かすことのできない重要な時期を逃さず、早期（生後6か月以内が1つの目安）に療育を始める必要があります。

鹿児島県内では、鹿児島聾学校で乳幼児教育相談を実施しており、0歳児からの療育支援が受けられます。お住まいの市町村もしくは鹿児島聾学校にお気軽に相談ください。

【相談先】

- お住まいの市町村 母子健康手帳の交付を受けた窓口
- 鹿児島聾学校 聴覚相談センター TEL：099-228-2200

【乳幼児教育相談】

◆ 対象

3歳以下のお子さんで「呼び掛けても振り向かない」「声を出すことが少ない」など、きこえや言葉の様子に不安がある場合など。

◆ 相談内容

日常生活や遊びを通して、お子さんと気持ちを通い合わせる方法や聴覚を活用する方法などについて、支援や相談を行っています。保育の他に保護者学習会を行っています。電話相談もできます。

◆ 実施日・時間

お子さんの体やことばの発達に合わせて、グループ保育（週1～2回）や個別指導（週1～月1回）、定期的な聴力測定（1～2か月に1回）を行っています。